案 件 概 要

資料1

共
第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025会場 装飾業務委託(単価契約)
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
希望制指名競争入札

内 容

①目的

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025において選手が高い力を発揮し観客が高揚感や一体感を持って応援できる空間を創出できるよう、会場内及び会場周辺の装飾物の制作等を行う。

会場装飾により、選手や観客をはじめ、報道や競技動画配信等により世界中の人々の目に触れる本大会をより一層印象付け、デフリンピックの魅力を国内外に向けて広く発信することを目的とする。

②契約期間

契約締結の日の翌日から令和7年12月26日まで

③主な業務内容

- 業務計画の作成等
- 装飾物の制作に関する業務
- デザインに関する業務
- ・装飾物の設営・撤収(大型装飾物のみ)
- 維持 管理業務

週
調達方式が競争入札以外の場合の理由

付議基準 入札・契約手続き等確認結果

契約締結前付議理由

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部広報グループ

契約:調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名 第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025会場装飾業務委託(単価契約)

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手 続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における会場装飾に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
 事業執行にあたり、仕様書の内容が適	 ●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。 	
切なものであること	●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。	
	 ●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。 	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。	
調達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

	共
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025救護所運営業務委託
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
調達方式	希望制指名競争入札

内 容

①概要

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025において、 大会期の選手等の傷病発生に速やかに対処することを目的 として、競技会場等における救護所管理の円滑化及び安全 確保を図るため、救護所運営業務を委託する。

②契約期間 契約締結の日の翌日から令和8年1月30日まで

③主な業務内容

- 救護スタッフ等の手配及び配置
 - ・大会期における全会場の救護所を管理する救護所 運営統括管理者の配置
 - ・競技会場等への医師・看護師・救急救命士の手配
- 救護所運営業務等
 - ・各会場における救護所の運営・管理業務の実施
 - ・救護所運営マニュアルの作成
 - ・救護物品等の手配及び管理
 - ・大会期における医療相談窓口等の各種相談体制の 整備

通
調達方式が競争入札以外の場合の理由

契約締結前付議理由

付議基準

入札・契約手続き等確認結果

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部プロトコール部メディカルグループ

契約:調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025救護所運営業務委託

確認の視点	確認内容	備考
2約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手 続きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025デフリンピックの準備・運営における救護所運営に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	 ●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。 	
『業執行にあたり、仕様書の内容が適	業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
	● 高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。	
切なものであること	 ●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。 	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること	●東京の価値向上に資する大会開催に向け、必要な環境整備を行う経費であることを確認した。	
問達方式の精査・確認	達方式の精査・確認	
調達方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

案 件 概 要

資料3

	—————————————————————————————————————	ú
件名	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 大会報告書作成及び大会記録映像制作業務委託	
契約主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団	
調達方式	総合評価方式	

内 容

〇概要

大会報告書は、デフリンピック規約 (DG.20) において作成が義務付け られている。また、大会運営の軌跡を記録し、大会関係者へ報告すると ともに、大会を通じて得た経験等をレガシーとして後世に継承するため |に作成するものである。

大会記録映像は、本大会の成功の様子をウェブサイトやSNS等様々な発 |信手段で活用できる「映像」として記録に残すことにより、あらゆる機 会を捉えて国内・国外へ発信し、東京のプレゼンスの向上につなげるた |めに制作するものである。ついては、大会報告書及び大会記録映像に関 |する業務を委託する。

〇契約期間

契約締結の日の翌日から令和8年3月25日まで

|〇主な業務内容

- 1 業務の進行管理
 - (業務実施体制の構築、業務工程表の作成)
- 2 写真及び動画の撮影
 - (指定する全項目(空港、競技会場、開閉会式等)の撮影)
- 3 大会報告書の作成
 - 大会準備の取組を網羅的にまとめた詳細版及び詳細版の内容を 抜粋した概要版の作成
 - (デザイン作成、レイアウト編集、翻訳、校正、印刷製本)
- 4 大会記録映像の制作
 - (長編、短編、閉会式放映用映像の構成の提案、編集)

契約締結前付議理由

調達方式が競争入札以外の場合の理由

付議基準

入札・契約手続き等確認結果

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部大会統括部運営統括グループ

契約・調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 大会報告書作成及び大会記録映像制作業務委託調達方式総合評価方式

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの手続 きが適正に取られたものであること	●本案件は、大会運営組織での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025大会報告書作成及び大会記録映像制作業務に係る事業であり、発注組織の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	●デフリンピック規約等において、運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が適	●高齢者や障害者等への情報保障など、業務に応じた必要な配慮がなされていることを確認した。	
切なものであること	●業務履行上の費用負担が項目ごとに明確にされていることを確認した。	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること ●東京2025デフリンピックの準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。		
予定価格が妥当なものであること	予定価格が妥当なものであること ●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
公費の対象として適切なものであること ◆大会を通じて東京の価値を高める経費であることを確認した。		
3達方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●価格面のみならず、業務の履行に必要な資格経験、履行体制、政策的評価項目などの技術面を総合的に評価して契約相手方を決定する方式が妥当であることを確認した。	

案 件 概 要

(募集概要)

	実施前
	第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の 協賛について
収入主体	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

内 容

東京2025デフリンピックの協賛制度について、以下のとおり付議する。

- 1 協替カテゴリ
- (1) 東京2025デフリンピック・トータルサポートメンバー 大会の準備・運営の全体をサポートすることを目的として、 事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定
 - 1億円(相当)以上
 - 5,000万円(相当)以上
 - 1,000万円(相当)以上
 - 100万円(相当)以上
- (2) 東京2025デフリンピック・ゲームズサポートメンバー 大会の準備・運営のうち、特定の競技をサポートすることを 目的として、事業団に対し協賛金等の提供を行う協賛企業 以下4区分を設定
 - 300万円(相当)以上
 - 100万円(相当)以上
 - •50万円(相当)以上
 - •50万円(相当)未満
- (3) 東京2025デフリンピック・みるTechサポートメンバー大会の準備・運営のうち、デフリンピックスクエアにて開催される先端技術の開発や社会課題の解決に取り組むスタートアップなどの多様な技術を体験できる展示・PRゾーンに出展することを目的として、事業団に対し協賛金の提供を行う協賛企業以下1区分を設定
 - 1万円以上
- "「刀円以工
- 2 募集期間 要綱施行日から令和7年9月30日まで

3 協賛企業が使用可能な呼称及びエンブレムの使用並びに協賛 企業の広告掲出等

呼称・エンブレム使用 氏名・企業ロゴ掲載 等

4 受入条件等

以下の条件に該当しないかを判断

- (1)特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの
- (2) 暴力団又は暴力団員等であること
- (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること
- (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること

申込後締結前

対象期間

令和7年3月19日から同月31日まで申込分④及び令和7年4月24日から同年5月14日までの申込分

協賛申込内容確認結果等

申込者について、「第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協 賛要綱」第5条第1項各号の条件を満たし、受入れが適当な企業等であ ることを確認した。

所管部署

東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部連携推進グループ

協賛契約についてデフリンピック準備運営本部が審査した事項

契約・調達管理会議に先立ち、デフリンピック準備運営本部で**以下の事項について審査し、当該契約候補者と契約** することを了承

審査事項	審査した内容	審査日	審査(確認)者
協賛受入の条件	当該協賛契約候補者による協賛申込について以下の点を審査し、受入が適当であることを確認した。 ■協賛の内容が、東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること。 ■東京2025デフリンピックの準備・運営に資するものであること。 ■協賛受入れの対象となる企業等が次のいずれにも該当しないこと。 (1) 特定の宗教又は政党その他の政治団体を宣伝、支持又は反対する意図があると認められるもの。 (2) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)であること。 (3) たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約に抵触又はそのおそれがある企業等であること。 (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあること。 (5) デフリンピックの信用やイメージを毀損若しくは低減又はそのおそれがあること。	R 7 / 5 / 20 財務契約検討会	財務契約検討会 (委員長) 総務部 板倉シニアマネージャー (委員) 総務部総務・人事グループ 小田マネージャー 総務部財務グループ 生駒マネージャー 大会統括部運営統括グループ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

収入案件 個別確認表 (契約締結前)

案件名 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025の協賛について

本個別確認表の対象案件 令和7年3月19日から同月31日まで申込分④及び令和7年4月24日から同年5月14日までの申込分

確認の視点	確認内容	備考
申込内容の精査・確認		
申込者が適格者であること	●申込者が、要綱等に定める不適格者に該当しないことを確認した。	
デフリンピックの趣旨に賛同した申込で あること	●デフリンピックの趣旨に賛同し、申し込みがされたことを確認した。	
申込内容が要綱等に反するものでないこと	●協賛の内容が公費軽減の効果を与えるものと認められることを確認した。●その他、要綱等の規定に反しないことを確認した。	